

取印
入紙

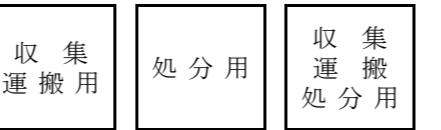
廃棄物処理委託契約書

甲、乙、丙を記入し下記契約区分のいずれか一つ該当するものを○で囲み、甲と乙、甲と丙若しくは甲、乙及び丙の契約当事者のみ押印する二者契約書である。ただし、「収集運搬及び処分用」は乙と丙が同一である場合に限る。

契約区分（収集運搬用・処分用・収集運搬及び処分用）

◎それぞれ実線で結ぶ。

本契約の成立を立証するために、本書を1部作成し、甲、乙又は丙は各々記名・押印の上、甲が本書を保管し、乙又は丙は各々写し(複写機によるコピー)を保管する。(なお、甲、乙又は丙は本書を契約終了の日から7年間保管する)



事業者

(甲)

第1区間運搬

住所	印	印	印
名称			
代表者			
電話			
住所	印		印
名称			
代表者			
許可番号(発生場所) 一廃: 第 (都道府県・市町村)	産廃: 第 (処分場所) 一廃: 第 (都道府県・市町村)	号	号
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、その他() (石綿含有産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、その他() (一般廃棄物) すきどり物、その他()			
許可車両 ()台			
住所 富良野市字学田三区			
名称 北清ふらの株式会社	印	印	

収集運搬会社

(乙)

第1区間運搬

第2区間運搬

処分会社

(丙)

第2区間運搬

産廃: 第00140000736号 一廃: 富環處第503号	(北海道) (富良野市)
許可区分 中間処理 及び 最終処分	
許可品目 (産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くず、汚泥、ゴムくず (石綿含有産業廃棄物) がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類 (一般廃棄物) すきどり物、その他(草、草根)	

甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙は、後記「委託業務の内容」に記載された産業廃棄物及び一般廃棄物(以下「廃棄物」という。)の収集運搬又は処分(以下併せて「処理」という。)を廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)に従い適正に行うため、この契約書、産業廃棄物処理委託契約書及び本契約書添付の書類によって産業廃棄物処理委託契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(委託内容)

- 第1条** 1. 甲は、「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
 2. 乙は、法並び、本契約の規定並びに関係法令に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで許可を受けた車両を用いて、適正に運搬を行ない運搬の終了まで、関係法令を遵守し、業務を履行しなければならない。
 3. 丙は、法並びに本契約の規定及び関係法令に従い、廃棄物を「委託業務の内容」に示す方法により許可された施設にて適正に処分する。
 4. 甲、乙及び丙は、業務の遂行に当たり関係法令を遵守する。

(処理料金)

- 第2条** 1. 乙又は丙は、委託業務終了の際、当該終了部分における、収集・運搬並びに処分料金を「委託業務の内容」に示す契約単価又は、別紙書面にて定めた単価に基づき、甲に請求することができる。
 2. 収集・運搬及び処分料金は、甲、乙並びに丙の協議の上定めた支払方法に基づき、次の通り支払う。
 1) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト又は、産業廃棄物マニフェストにより、丙の受領済印を確認後、乙に収集運搬料金を支払う。
 2) 甲は、建設系廃棄物マニフェスト又は、産業廃棄物マニフェストにより、最終処分終了日を確認後、丙に処分料金を支払う。
 3. 収集運搬及び処分に関する契約単価の額が経済情勢の変化等により不相当になった場合は、甲と乙、甲と丙双方の協議により、これを変更することができる。
 4. 甲から支払われる具体的な支払方法については、別記支払方法欄に記入する。

【委託業務の内容】

1. 工事名 _____
 2. 排出場所 _____
 3. 委託期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
 4. 積替・保管の有無(有・無)

会社名	北清ふらの株式会社	施設所在地	富良野市4727番地2、富良野市字山部2580番外、 富良野市字山部2617番、富良野市字山部2618番2、富良野市字山部2616番
許可品目	①廃油 ②廃油と廃プラスチック類の混合物 ③廃油、廃プラスチック類及び金属くずの混合物 ④廃油と紙くずの混合物 ⑤廃酸 ⑥廃アルカリ ⑦紙くず、木くず、がれき類の混合物 ⑧廃プラスチック類 ⑨汚泥、金属くず、廃プラスチック類の混合物 ⑩廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 ⑪廃プラスチック類、金属くずガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 ⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ⑬紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 ⑭石綿含有産業廃棄物		
保管上限	①1.41m ³ ②5.875m ³ ③5.875m ³ ④5.875m ³ ⑤450L ⑥450L ⑦32.4m ³ ⑧7m ³ ⑨0.026m ³ ⑩0.2m ³ ⑪0.2m ³ ⑫0.2m ³ ⑬207.84m ³ ⑭49.0m ³		
運搬区間	第1区間運搬(排出場所から積替・保管施設): 甲及び乙 第2区間運搬(積替・保管場所から処理施設): 乙		

- 1) 安定型産業廃棄物であるときは、積替え又は保管場所において他の廃棄物と混合することの許否(許・否)
 2) 安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物とを混合して委託する場合、積替え又は保管場所において、手選別を行うことの許否(許・否)

5. 廃棄物の種類・数量・契約単価及び処分会社(丙)の許可内容

廃棄物の種類	廃棄物品目	契約単価		予定期量(c)	処分会社の許可内容
		収集運搬料(a)	処分(b)		
コンクリートがら	無筋 有筋 コンクリートがら (二次製品(U字管・土管・ヒューム管等))	円/t 円/t 円/t	円/t 円/t 円/t	t t t	3.7
アスファルトがら			円/t	t	3.7
その他がれき類			円/t	t	1.15
ガラスくずコンクリートくず 及び陶磁器くず	グラスウェール	円/t 円/t	円/t 円/t	t t	1.15
廃プラスチック類	発泡、スタイロホーム等	円/t 円/t	円/t 円/t	t t	11.2.1.15
金属くず	付着物	円/t 円/t	円/t 円/t	t t	10
紙くず			円/t	t	5
木くず	解体木くず、パレット等	円/t 円/t	円/t 円/t	t t	5.14
水銀使用製品 産業廃棄物	廃蛍光灯等				
石綿含有産業廃棄物 がれき類	石綿管等		円/t	t	13
廃プラスチック類	ピータイル等		円/t	t	1.15
混合廃棄物 がれき類 ガラスくずコンクリートくず 及び陶磁器くず	スレート等		円/t	t	1.15
安定型混合廃棄物			円/t	t	11.2.1.15
建設混合廃棄物			円/t	t	14.11.10 5.2.1.15
合計予定期量		t			適正処理に必要な情報(性状及び荷姿)
合計予定期量	収集運搬(a)×(c)	円	処分(b)×(c)	円	
事前協議の有無	要	・	否		*処分の単価は、性状・形状により変わります。

1. 北清ふらの株式会社 安定型最終処分場 富良野市字山部2580番1
処分方法: 安定型埋立
処理能力: 217, 241m³
2. 廃プラスチック類、木くずの破碎施設 富良野市字山部2617番
処分方法: 破碎
処理能力: (廃プラスチック類) 38.32t/日
:(木くず) 60.24t/日
:(紙くず) 32.80t/日
:(繊維くず) 13.12t/日
3. がれき類の破碎施設 富良野市字山部2618番2
処分方法: 破碎
処理能力: 400t/日
4. 紙くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎・分離施設 富良野市字山部2616番外
処分方法: 破碎・分離
処理能力: (廃プラスチック類) 16t/日
木くず、紙くず、繊維くずの破碎施設 富良野市字山部2618番2
処分方法: 破碎
処理能力: (木くず) 240t/日
:(紙くず) 10. 24t/日
:(繊維くず) 5. 84t/日
5. 汚泥の天日乾燥施設 富良野市字山部2616番
処分方法: 天日乾燥
処理能力: 89. 04m³/日
7. がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎施設 富良野市字山部2874番
処分方法: 破碎
処理能力: 560t/日
8. 廃プラスチック類の圧縮施設 富良野市字山部2618番2、3434番
処分方法: 圧縮
処理能力: 2. 84t/日
10. 金属くずの切断施設 富良野市字山部616番外
処分方法: 切断
処理能力: 4. 8t/日
11. 廃プラスチック類の切断施設 富良野市字山部2618番2
処分方法: 切断
処理能力: 4. 8t/日
12. すきどり物適別施設 富良野市字山部5554番1
処分方法: 適別
処理能力: 200t/日
13. ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずの破碎施設 富良野市字山部2617番
処分方法: 破碎
処理能力: 8. 568t/日
14. 木くずの破碎施設 富良野市字山部2618番2
処分方法: 破碎
処理能力: 282. 4t/日
15. 北清ふらの株式会社 安定型最終処分場 富良野市字山部2580番1
処分方法: 安定型埋立
処理能力: 63, 400m³

【丙での中間処理後の最終処分(再生を含む)場所(予定)】

I. 丙での再生品目

処分先No. (許可番号等)	再生施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力
第00140000736号 富環処第503号	丙の施設	「委託業務の内容」記載のとおり		
再生品目	再生骨材	ボイラー燃料材	ボイラー燃料材	金 属
売却先等	建設業者に売却	日本製紙	赤平製紙㈱	㈱マテック
再生品目	金 属	プラスチック原料	プラスチック原料	再生表土
売却先等	㈲長田金属	ARB合同会社	日本公防㈱	近隣農家に売却
再生品目	盛土・覆土材	石 膏 粉	家畜用敷藁	家畜用敷藁
売却先等	建設業者に売却	北清企業㈱	㈲横内物産	近隣農家に売却
再生品目				
売却先等				

II. 丙からの再生(委託)先

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	再 生 施設名称	再生施設所在地	処分方法	処理能力	備 考 (利用方法等)
ガラス・金属混合物	第00140004746号	野 村 興 産 ㈱ イトムカ鉱 業 所	北見市留辺蘂町富士見217番地1	再 生	30t/日	グラスウール原料等
廃プラ・紙混合物	第00140005112号	角 山 開 発 ㈱	江別市角山425-2、-18	再 生	17. 604m ³ /日	RPFの原料
石膏ボード粉	第05120004495号	北清企業㈱北清リサ イクルファクトリー	札幌市東区北丘珠3条4丁目659-22	再 生	45m ³ /日	グラウンドライン等

III. 丙からの最終処分(委託)先

安:安定型埋立処分場、管:管理型埋立処分場、遮:遮断型埋立処分場

廃棄物の種類	処分先No. (許可番号等)	最 終 処 分 施設名称	最 終 処 分 施設所在地	処分方法	処理能力	備 考
安定型品目(※1)	第00140000736号	北清 ふらの ㈱	富良野市字山部2580番, 2581番1	①管・遮	217, 241m ³	
安定型品目(※1)	第00140000736号	北清 ふらの ㈱	富良野市字山部2580番, 2581番1	②管・遮	63, 400m ³	
廃石膏ボード分離物	第00140005112号	角 山 開 発 ㈱	赤平市共和町556-138外	安③管・遮	126, 744m ³	ガラス陶磁器くず
				安・管・遮		

※1 安定型品目…廃プラスチック類、がれき類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、ゴムくず

IV. 丙からの再中間処理(委託)先及びその後の最終処分(再生を含む)場所

中間・最終 の区分	廃 棄 物 の 種 類	処分先No. (許可番号)	施 設 名 称	施 設 所 在 地	処分方法	処理能力	処理後の 廃棄物
中・終							
中・終							

印紙税法に基づき、収集運搬については1号文書、処分は2号文書、収集運搬・処分ともに1社が行う場合は、収集運搬若しくは処分の合計 予定金額の高い方に対して該当印紙税額を貼る。	
1号文書(収集運搬用)	
1万円 未満 非課税	500円 以下 2, 000円
10万円 以下 200円	1, 000円 以下 10, 000円
50万円 以下 400円	5, 000円 以下 20, 000円
100万円 以下 1, 000円	1億円 以下 60, 000円
2号文書(処分用)	
1万円 未満 非課税	500円 以下 2, 000円
100万円 以下 200円	1, 000円 以下 10, 000円
200万円 以下 400円	5, 000円 以下 20, 000円
300万円 以下 1, 000円	1億円 以下 60, 000円

支 払 方 法	1. 丙は、請求金額を毎月 _____ 日に締切り、請求書を甲へ _____ 日までに必着とする。
	2. 甲の支払方法は、締切日の 当月 ・ 翌月 ・ _____ 日の 現金 ・ 振込 での支払いとする。(その他は下段※へ記入)
	3. 支払方法は、甲が廃棄物を搬入の都度に、丙の窓口にて現金で支払うものとする。
	4. 支払方法は、乙との取り決めによる。 (支払方法: 每月 _____ 日に締切り、当月 ・ 翌月 ・ _____ 日の支払いとする。)
	※ _____

産業廃棄物処理委託契約約款

第1条(法の遵守)

1. 甲及び乙は処理業務遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条(委託内容)

1. 甲は「委託業務の内容」に基づき、廃棄物の収集運搬を乙に、その処分を丙にそれぞれ委託する。
2. 委託内容に収集・運搬の委託が含まれる場合には、乙は甲から委託された産業廃棄物を「委託業務の内容」に示す丙の施設まで、法に従い許可された車両で適正に運搬する。
3. 契約内容に処分の委託が含まれる場合には、丙は甲から委託された産業廃棄物を「委託業務の内容」に示す処理方法により許可された施設にて適正に処分する。

第3条(適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正処理のために必要な情報として、「委託業務の内容」の適正処理に必要な情報の欄に記入し、丙に通知しなければならない。
2. 甲は、「委託業務の内容」の「適正処理に必要な情報」では情報提供が不十分な場合、「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)を参考に、書面にて提供しなければならない。
3. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状に変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。
なお、丙の業務処理に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は丙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。
4. 甲が丙に委託する廃棄物に石綿含有産業廃棄物(工作物の新築、改築又は除去に生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの。ただし、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を除く。)が含まれる場合には、その旨を「委託業務の内容」の適正処理に必要な情報欄に記入すること。
5. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条(再委託の禁止)

1. 乙又は丙は、甲から委託された廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法の定める再委託の基準に従う場合はこの限りではない。この場合、再委託承諾書は5年間保存する。

第5条(業務の調査)

1. 甲は、甲が排出する廃棄物の処理が適正に行われるよう、乙又は丙に対して必要な指示ができるものとし、乙又は丙はこれに従うものとする。
2. 甲は前項の他、必要に応じて乙の保有車両及び運搬状況について、調査又は報告を求めることができるものとし乙はこれに従わなければならぬ。
3. 甲は第1項の他、必要に応じて丙の施設等の状況について、調査又は報告を求める事ができ、さらに必要に応じて丙の施設に立入り調査をできるものとし、丙はこれに従わなければいけない。

第6条(委託業務の管理)

1. 甲、乙及び丙は、法に定めるマニフェスト又は電子マニフェストを用いて業務を管理する。
2. 甲、乙、丙はそれぞれのマニフェストを5年間保存する。
3. 丙は、本契約による廃棄物の処分が終了したときは、遅滞なく業務終了報告書を甲に提出しなければならない。ただし、マニフェスト又は電子マニフェストによる報告をすることでこれに変えることができる。

第7条(権利義務の譲渡等)

1. 乙又は丙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第8条(損害の賠償)

1. 乙又は丙が、業務の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合は、乙又は丙はその損害を賠償する。ただし、その損害が甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がこれを負担するものとする。

第9条(機密保持)

1. 甲、乙及び丙は本契約に関連して業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による承諾を得なければならない。

第10条(内容の変更)

1. 甲、乙及び丙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は委託期間を変更するとき、又は予定期間内に大幅な変動が生ずるとき、甲と乙、甲と丙、若しくは甲と乙と丙で協議のうえ書面によりこれを定めるものとする。また、第3条第3項の場合も同様とする。

第11条(契約の解除)

1. 甲、乙又は丙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなく本契約を解除することができる。
 - 1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。
 - 2) 関係法令の規定に違反したとき。
 - 3) 監督省庁から法に基づく行政处分を受けたとき。
 - 4) 乙又は丙の能力(技術的、経営的基礎など)、又はその施設が、法に定める基準に適合しないと認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
 - 5) 法に定める産業廃棄物処理業の許可にかかる欠格要件に該当したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - 6) 本契約に関する許可に付された条件に違反したとき、又はそのおそれがあるとき。
 - 7) その他本契約の履行について不誠実な行為を行ったとき。
2. 乙又は丙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
 - 1) 本契約の条項のいずれかに違反したとき。
 - 2) 関係法令の規定に違反したとき。

第12条(反社会的勢力の排除)

1. 甲は、乙及び丙、又は、乙及び丙の代表者、責任者、実質的に経営権を有する者、若しくは、乙及び丙が第4条但書の規定に従い業務を再委託した者(以下「再委託先」という。)が、個人であると团体であると問わず、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である場合又は反社会的勢力と密接な関係がある場合あるいは甲又は丙の関係者に対して、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会的勢力である旨を伝えた場合には、催告することなく本契約を解除することができる。
2. 乙及び丙は、乙及び丙又は乙及び丙の再委託先が反社会的勢力による不当要求又は業務妨害を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再委託先をして断固としてこれを拒否させ、速やかに甲にこれを報告し、甲の捜査機関への通報及び甲が請け負った工事の注文者への報告等に必要な協力をを行う。

第13条(有効期間)

1. 本契約の有効期間は「委託業務の内容」3.委託期間に定めるとおりとし、その期間の満了をもって本契約は終了とする。